

相続手続きにおける必要書類確認チャート

必要書類

遺言書がありますか

はい

遺言による分割または遺贈の場合(お亡くなりになられた方が、生前に財産の遺贈について遺言書を作成していた場合)

- ①遺言書謄本(公正証書遺言以外の場合は、さらに家庭裁判所の遺言書検認証明書)
- ②被相続人の戸籍謄本または戸籍の全部事項証明(死亡の記載のあるもの)
- ③印鑑登録証明書(発行後6か月以内のもの)
 - 遺言執行者が選任されている時は、遺言執行者の印鑑登録証明書または資格証明書(家庭裁判所の選任による遺言執行者がいるときは、さらに遺言執行者の選任審判書謄本)
 - 遺言執行者が選任されていないときは、株式の承継者の印鑑登録証明書
- ④相続手続き依頼書(兼 同意書)
 - (株式の承継者の署名・捺印、遺言執行者が選任されているときは遺言執行者の署名・捺印)
- ⑤名義書換請求書(兼株主票)
- ⑥株券(発行されている方)
- ⑦株券交付請求書(株券不所持の方)
- ⑧株券不所持申出書
- ⑨配当金振込指示書(新規株主になられる方)

遺産分割協議書がありますか

はい

遺産分割協議書がある場合(法定相続人の中で分割方法を協議し、合意の上、分割協議書を作成した場合)

- ①遺産分割協議書正本(法定相続人全員の署名・捺印があり記載内容が完備したもの)
- ②被相続人の戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書(出生から死亡まで連続したもの)
- ③相続人全員の戸籍謄本または戸籍の全部事項証明(②の戸籍から除籍されている場合)
- ④相続人全員の印鑑登録証明書
 - (遺産分割協議時点のもの、さらに⑤の承継者については発行後6か月以内のもの)
- ⑤相続手続き依頼書(兼 同意書)(株式の承継者の署名・捺印)
- ⑥名義書換請求書(兼株主票)
- ⑦株券(発行されている方)
- ⑧株券交付請求書(株券不所持の方)
- ⑨株券不所持申出書
- ⑩配当金振込指示書(新規株主になられる方)

法定相続人の中で分割協議が調っていますか

はい

相続手続き依頼書(兼 同意書)による手続きの場合(法定相続人がお一人の場合も含む)(法定相続人の中で分割方法を協議し、合意の上、分割方法について本依頼書に記入し手続きする場合)

- ①相続手続き依頼書(兼 同意書)(法定相続人全員の署名・捺印)
- ②被相続人の戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書(出生から死亡まで連続したもの)
- ③相続人全員の戸籍謄本または戸籍の全部事項証明(②の戸籍から除籍されている場合)
- ④相続人全員の印鑑登録証明書
- ⑤名義書換請求書(兼株主票)
- ⑥株券(発行されている方)
- ⑦株券交付請求書(株券不所持の方)
- ⑧株券不所持申出書
- ⑨配当金振込指示書(新規株主になられる方)

家庭裁判所の調停調書謄本または審判所謄本がある

はい

調停・審判による分割の場合(法定相続人の中で分割方法を協議した結果、分割内容について合意できなかった場合等、家庭裁判所に遺産分割の請求をした場合)

- ①家庭裁判所の調停調書謄本または審判所謄本
- ②相続手続き依頼書(兼 同意書)(株式の承継者の署名・捺印)
- ③②の承継者の印鑑登録証明書(発行後6か月以内)
- ④名義書換請求書(兼株主票)
- ⑤株券(発行されている方)
- ⑥株券交付請求書(株券不所持の方)
- ⑦株券不所持申出書
- ⑧配当金振込指示書(新規株主になられる方)

分割協議が調ってからお手続きください

■ 次のような場合は前期の必要書類に加えて、別途以下の書類が必要となります。

1. 相続人の中に未成年者がおられ、親権者・未成年者がともに相続人の場合
 - ①特別代理人の選任審判書謄本
 - ②特別代理人の印鑑登録証明書(発行後6か月以内)
2. 相続人の中に成年後見人制度による手続きを必要とされる方がおられる場合
 - ①家庭裁判所の成年後見人等の選任書謄本(正)本または後見登記等の登記事項証明書
または後見監督人の記載ある戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書
 - ②成年後見人または後見監督人の印鑑登録証明書(発行後6か月以内)

■ 注意事項

1. 戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書は、「死亡の事実の確認」と「法定相続人の確認」のために必要となります。
以下の点に気を付けてください
 - ①被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。そのためいくつかの市区町村の役所からお取り寄せいただくことが必要となる場合があります。
 - ②「戸籍簿」は、次の場合に切り替わりますので、前・後の戸籍謄本が必要となります。
 - ・本籍地を変更された時
 - ・結婚や養子縁組のために、別戸籍に編入された時
 - ・旧法による戸籍簿(「改製原戸籍」から新戸籍に改製された時
- ※昭和22年の戸籍法改正により、昭和33年4月1日から3年をかけて戸籍の改製作業が行われています
(施行日：昭和23年1月1日)現在も、システムによる管理のため改製作業が順次行われています。(平成6年法務省令による)